

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 5 日

障害福祉サービス事業者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

社会福祉施設における感染防止対策の徹底について

平素は、本県障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび県内の社会福祉施設において、施設内での新型コロナウイルス感染症の集団感染と考えられる事案が発生しました。

各施設におかれては、感染防止の徹底と適切なサービスの実施に取り組んでいただいているところですが、県内で感染が急速に拡大していることが懸念されることから、これ以上の感染拡大を防ぐため、引き続き厚生労働省事務連絡等に基づき、換気の徹底や、利用者や職員のほか面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者も含め、マスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避等を改めて徹底いただくようお願いいたします。

特に、職員については、改めて、一人ひとりが感染しないよう細心の注意を払うとともに、発熱等の症状が認められる場合には出勤しないことを徹底するなど、その行動や健康管理に万全を期すようお願いいたします。

なお、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所に連絡いただきますよう重ねてお願いいたします。

(参考)

令和 2 年 10 月 15 日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）」

http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/documents/201015_1kansenboushi_sono2.pdf